

## ○えびの市移住者住宅取得支援金交付要綱

平成31年3月26日  
えびの市告示第42号

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住促進を図るため、移住者が自己の居住を目的として市内に住宅を取得する場合に、予算の範囲内においてその経費の一部を交付するものとし、その交付について、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 他地方公共団体から本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録された者で、当該住所地を生活の本拠とし、転入日から遡って1年以上本市以外の地方公共団体の住民基本台帳に記録されていたものをいう。
- (2) 新築 自己の居住の目的で本市に住宅を建築し、所有権に関する登記を完了することをいう。
- (3) 新規購入 自己の居住の目的で本市に存する住宅を3親等以内の親族ではない者から購入し、所有権に関する登記を完了することをいう。
- (4) 支援金 移住者住宅取得支援金及び子育て加算金をいう。
- (5) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税をいう。
- (6) 市内業者 市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人若しくは個人の建設業者又は宅地建物取引業者をいう。

### (交付対象者)

第3条 移住者住宅取得支援金の交付対象者は、住宅を新築又は新規購入（以下「新規取得」という。）した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅を新規取得後、引き続き5年以上本市に居住する意思がある者
- (2) 前号の住宅以外に市内に住宅を有していない者（世帯員を含む。）
- (3) 居住地の自治会に加入している者
- (4) 世帯員に市税等の滞納がない者
- (5) 新規取得した住宅の登記簿謄本に記載の所有権持分（新規取得した住宅の世帯員の所有権持分も含む。）が2分の1以上の者
- (6) 転入日から2年を経過していない者

2 子育て加算金の交付対象者は、交付申請日において同じ世帯員として住民基本台帳に記録された義務教育修了前の者（15歳に達する日の属する年度の末日以前の者をいい、

交付申請日以後も引き続き中学校又は特別支援学校の中等部に在学する者を含む。) がある移住者住宅取得支援金の交付を受ける移住者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の種類、支援金額及び支援金限度額は、別表に掲げるとおりとし、同一世帯に対して1回限りの交付とする。この場合において、当該支援金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定にかかわらず、えびの市移住者住宅取得支援金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第2号)
- (2) 自治会加入証明書(別記様式第3号)
- (3) 住民票謄本
- (4) 戸籍の附票
- (5) 土地名寄帳及び家屋名寄帳の写し又は無資産証明書
- (6) 住宅売買契約書等の写し
- (7) 住宅取得に関する領収書等の写し
- (8) 住宅の登記事項証明書の写し
- (9) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による支援金の申請は、新規取得した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、支援金の額を決定及び確定し、規則第7条及び第15条の規定にかかわらず、えびの市移住者住宅取得支援金交付決定及び確定通知書(別記様式第4号。以下「通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による書類の審査により、支援金の交付が適当でないと認めるときは、えびの市移住者住宅取得支援金不交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 前条第1項の通知書を受けた者は、えびの市移住者住宅取得支援金交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 新規取得した住宅の所在地に住民登録を行った日から5年以内に生活の本拠を市外に移したとき。
- (2) 新規取得した住宅の所在地に住民登録を行った日から5年以内に対象住宅を売却、譲渡又は貸付けをしたとき。
- (3) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (4) その他市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者にやむを得ない事由があると認めるときは、支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 支援金の交付を受けた者は、報告等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

支援金の種類	支援金額	支援金の限度額
移住者住宅取得支援金	住宅の新築又は新規購入に係る取得経費（共有する住宅については、同居する世帯員の持分に係る取得経費も含む。）の10分の1以内	市内業者を利用して新築した場合又は市内業者から新規購入した場合 50万円
		上記以外の場合 30万円
子育て加算金	1人につき10万円	20万円

#### 別記様式第1号（第5条関係）

えびの市移住者住宅取得支援金交付申請書

[別紙参照]

#### 様式第2号（第5条関係）

誓約書

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

自治会加入証明書

[別紙参照]

様式第4号（第6条関係）

えびの市移住者住宅取得支援金交付決定及び確定通知書

[別紙参照]

様式第5号（第6条関係）

えびの市移住者住宅取得支援金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第6号（第7条関係）

えびの市移住者住宅取得支援金交付請求書

[別紙参照]